

## 議会基本条例策定特別委員会（第27回検討事項）会派検討内容

資料 2

検討事項	パブリック・コメント及び市民報告会の結果と議会基本条例（素案）に対する市民の意見への市議会の考え方について	議会基本条例（素案）修正案について
区分	検討事項に対する意見等	検討事項に対する意見等
真政会	<p>（今回の意見）</p> <p>○議会基本条例（素案）に対する意見No.18、No.21の市議会の考え方 →「努めるものとする」「努めなければならない」の意味を義務規定、努力規定としての説明を加える。</p> <p>○議会基本条例（素案）に対する意見No.29の市議会の考え方 →（逐条解説）「□第2項は、議会に関する法令の解釈及び運用に当たり、拡大解釈あるいは恣意的な解釈をするものではなく、この条例の趣旨を尊重し、適正に行うことを定めたものです。」を「□第2項は、議会に関する法令の解釈及び運用に当たり、拡大解釈あるいは極端な類推解釈をするものではなく、この条例の趣旨を尊重し、適正に行うことを定めたものです。」と変更する。</p> <p>○議会基本条例（素案）に対する意見No.12、No.17、No.22、No.23、No.26、No.27の市議会の考え方 →「議会基本条例策定に関して異なる内容ではあるが、ご意見として承ります。」とする。</p> <p>○議会基本条例（素案）に対する意見No.43の市議会の考え方 →No.28の市議会の考え方を示す。</p>	<p>（今回の意見）</p> <p>基本条例第33条第2項の逐条解説を 「□第2項は、議会に関する法令の解釈及び運用に当たり、拡大解釈あるいは恣意的な解釈をするものではなく、この条例の趣旨を尊重し、適正に行うことを定めたものです。」を「□第2項は、議会に関する法令の解釈及び運用に当たり、拡大解釈あるいは極端な類推解釈をするものではなく、この条例の趣旨を尊重し、適正に行うことを定めたものです。」と変更する。</p>
みらい福島	<p>（今回の意見）</p> <p>○議会基本条例（素案）に対する意見No.12の市議会の考え方 →「再度検討したいと思います。」とする。</p> <p>○議会基本条例（素案）に対する意見No.17、No.22、No.23、No.26、No.27の市議会の考え方 →「貴重なご意見ありがとうございました。」とする。</p> <p>○議会基本条例（素案）に対する意見No.41、No.42の市議会の考え方 →「貴重なご意見ありがとうございました。議会としてはお答えしようがありません。」とする。</p> <p>○議会基本条例（素案）に対する意見No.43の市議会の考え方 →「貴重なご意見ありがとうございました。『議会議員の議員報酬に関する条例』により定めております。日当制については当初より議論されておりません。」とする。</p>	<p>（今回の意見）</p> <p>・原案で了承</p>
市民21	<p>（今回の意見）</p> <p>○議会基本条例（素案）に対する意見No.12の市議会の考え方 →「基本条例とは無関係。議事整理権の範疇として承り、議長へ報告いたします。」とする。</p> <p>○議会基本条例（素案）に対する意見No.17の市議会の考え方 →「基本条例とは無関係。今後とも議会運営の規範に則り取り組んでまいります。」とする。</p> <p>○議会基本条例（素案）に対する意見No.22の市議会の考え方 →「本会議、委員会等で議論の上、詳細に審査しております。また、条文のとおり今後とも政策立案及び政策提言を推進してまいります。」とする。</p> <p>○議会基本条例（素案）に対する意見No.23の市議会の考え方 →「今後とも、改革意識をもって政策立案及び政策提言を推進してまいります。」とする。</p> <p>○議会基本条例（素案）に対する意見No.26、No.27の市議会の考え方 →「基本条例とは無関係。政治倫理については、今後別途条例で定めます。」とする。</p> <p>○議会基本条例（素案）に対する意見No.41の市議会の考え方 →「真摯な考えによる誠意ある答弁と判断しております。」とする。</p> <p>○議会基本条例（素案）に対する意見No.42の市議会の考え方 →「基本条例とは無関係。行政の監視機能として今後も注視してまいります。」とする。</p> <p>○議会基本条例（素案）に対する意見No.43の市議会の考え方 →No.28の市議会の考え方を示す</p>	<p>（今回の意見）</p> <p>・原案で了承</p>
公明党	<p>（今回の意見）</p> <p>○議会基本条例（素案）に対する意見の市議会の考え方 →議会の考え方欄が空欄のもので議会に対するもの「ご意見として承ります」市執行機関に対するもの「市執行機関に対する意見のため議会としての回答は困難です。」とする。</p>	<p>（今回の意見）</p> <p>・原案で了承</p>
日本共産党	<p>（今回の意見）</p> <p>○議会基本条例（素案）に対する意見の市議会の考え方 →議会の考え方欄が空欄のものについては、基本条例策定に係わる意見ではないため、パブリックコメントの意見から抜き出し、注書きを入れて別枠で「いただいた意見」として意見のみの公表とする。</p>	<p>（今回の意見）</p> <p>・原案で了承</p>
社民党・護憲連合	<p>（今回の意見）</p> <p>○議会基本条例（素案）に対する意見の市議会の考え方 →議会の考え方欄が空欄のもので議会に対するもの「ご意見として承ります」市執行機関に対するもの「市当局に対する意見のため議会としてはお答えできません。」とする。</p>	<p>（今回の意見）</p> <p>・原案で了承</p>